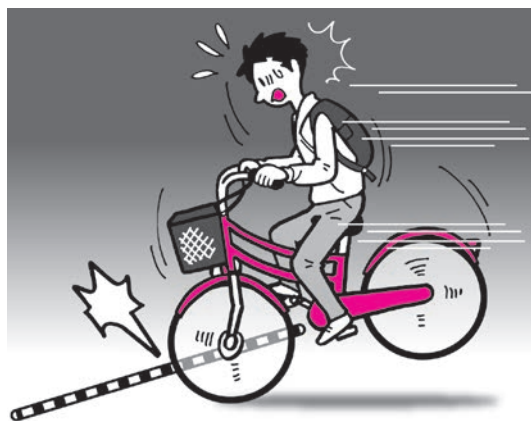


# 監督署の窓

## 通勤途中の自転車事故

スマートフォンを操作しながら自転車に乗り歩行者を死亡させた事故など、自転車が加害者となる深刻なケースが後を絶ちませんが、今回はこんな単独事故の例を紹介します。

大学生のAさんは、アルバイト先から自転車で帰宅途中に転倒して右半身を強打し、翌日になっても痛みが引かないため整形外科に受診して、通勤災害の請求手続きを行いました。監督署に届いた請求書には、事故の原



因として、「自転車で工事現場付近に差し掛かったとき、歩道をふさぐように落ちていた工事資材のような長い障害物に乗り上げて転倒した」と記載されていました。Aさんは、夜間で路面が見えにくいうえ、事故後すぐに現場を離れたため、その障害物の特定ができません。念のため第三者行為として様子を見ることとしました。

労災保険の第三者行為災害の取り扱いは、本誌

にも何度となく掲載されています。かいつまんで書きますと、まず、業務災害や通勤災害について第三者行為災害の要件が成立するためには、①保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じ、かつ、②第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていることが必要です。自動車や自転車の相

手のある事故、または暴力行為のように誰かの直接の加害行為によって災害が発生した場合に限定しませんが、第三者が直接の行為者でない場合も要件を満たすことがあります。

例えば、犬にかまれた事故では、飼い主が民法の「動物の占有者等の責任」の規定に基づく損害賠償責任を問われることがあり、また、道路や建物などの設置又は保存に瑕疵があれば、その占有者又は所有者が損害賠償

責任を負うことがあります。もし、Aさんが道路の管理者やその障害物の所有者から損害賠償金を受領した場合は、一定の条件で労災保険はその分を控除して給付し、保険給付が先に行われた場合は、過失割合などに応じて相手に対して求償を行うこととなるわけです。

この事例では、事故発生場所付近で施工されていた低層マンションの新築現場が最も疑われたものの、歩道との間に頑丈な防護フェンスがあり、工事資材が歩道上に落下、または置き忘れることは考えられないというのが工事業者の意見でした。Aさん側も具体的な主張ができないため進展がなく、幸いけがも早く治り、損害賠償請求には至らず

完結しました。どうやら、車道との規制用に設置されたコーンとコーンバー(トラ棒)が、夜間何者かにいたずらされ歩道上に転がっていて、自転車も下り坂でスピードが出ていたため事故につながったのが真相のようでした。

過去には、道路の陥没、マンホールの蓋の閉め忘れ、転落防止措置が行われていない用水路への転落など、管理者等の損害賠償責任が問われた事故がある一方、欠陥が見過ごされて表面化しない事故もあると思われれます。通い慣れたところにも思わぬ危険が潜んでいるかもしれません。利用する側も安全には十分注意して、自分の身を守りたいものです。

**名古屋北監督署のダイヤルイン**

監督係(方面) <052> 961-8653  
 安全衛生課 <052> 961-8654  
 労災課 <052> 961-8655